

# 仕様書

## 1 業務の名称

「やまぐち企業立地フォーラム in 大阪」企画・運營業務

## 2 目的

企業の本社等が集中する大都市圏において、知事による本県立地環境のPRを行うことで、本県の魅力を最大限に活かした誘致活動を実施し、企業立地を促進する。

## 3 業務の期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

## 4 業務の内容等

### (1) 業務の内容

別紙「やまぐち企業立地フォーラム in 大阪の概要」に掲げる事業を円滑に実施するために必要となる業務で、次に掲げるものとする。

なお、具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が協議の上、決定するものとする。

### ① 「全国的なプロモーションの展開」の企画・運営に係る業務一式

項目	内容等
プロモーション媒体の選定等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ビジネスマンが多く利用するSNS、情報誌等の各種媒体の活用のほか、委託期間中を通じて、本県立地の優位性が広く周知されるよう効果的な方法で、情報発信を行うこと。</li><li>・本県が重点的に誘致活動を推進している重点成長分野の誘致につながるよう企業の開拓（県への企業の仲介・紹介）を行うこと。</li><li>・プロモーション媒体に動画コンテンツを使用する場合は、委託者が宣材を提供する。</li><li>・フォーラム開催前後の一定期間、本県工業用水の利用に関する問い合わせに繋がるよう、各種プロモーション媒体における広告掲載等の情報発信を行うこと。</li></ul>

## ②フォーラムの企画・運営に係る業務一式

項 目	内 容 等
指定期日・会場での実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が指定する次の内容で実施すること。</li> <li>期日：令和8年10月20日（火） 14時～17時</li> <li>会場：大阪市内ホテル等</li> <li>内容：フォーラム（基調講演、パネルディスカッション） 名刺交換会及び本県の魅力発信会</li> <li>・ 「フォーラム」及び「名刺交換会」の各会場並びにパネリスト等控室を同一施設内において確保すること。</li> <li>・ 「フォーラム」会場は、100名程度が適度な距離を保って着席可能であること。</li> <li>・ 「名刺交換会」会場は、100名程度収容可能であること。</li> <li>・ 参加者の交通の利便性等に配慮し、会場選定を行うこと。</li> <li>・ 音響、照明等、必要となる機材等を調達すること。</li> </ul>
基調講演等の企画・出演候補者のリストアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著名人による基調講演のほか、本県の歴史・伝承・食材・スポット等を紹介するなど、参加者の参加意欲を盛り立てるイベントを企画すること。また、前年度や他県等の同様のイベントの企画と重複しないような企画とすること。</li> <li>・ 実施するイベントに対して、県が出演者等を選定するための候補者のリストアップ及びイベント内容資料を作成し、県へ提示すること。</li> </ul>
司会者及び運営スタッフの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体進行を行う司会者を確保すること。</li> <li>・ 円滑に実施できる人員体制を整備すること。</li> </ul>
関係機関との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑に実施できるよう県、基調講演者やパネリスト等の関係者と諸調整を行うこと。</li> </ul>
オンライン配信体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォーラムの様子を特設サイトなどで配信可能となるような体制を確保すること。</li> <li>・ アーカイブ配信として1年間公開すること。なお、公開期間中の維持管理費は受託者負担とすること。</li> </ul>
告知・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォーラムの開催が広く周知されるよう効果的な方法で情報発信を行うこと。</li> <li>・ フォーラム終了後、フォーラムの内容が広く周知されるよう効果的な方法で情報発信を行うこと。</li> <li>・ フォーラムの参加申込者（企業名、出席者の役職・氏名等）について名簿を作成し、随時、県へ報告を行うこと</li> </ul>
集客・立地候補企業へのPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 告知・広報により、会場定員の参加者を確保すること。また、イベント参加企業のうちから本県進出が見込める企業をピックアップし、今後の誘致活動につながるような接触の機会を設ける</li> </ul>

	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加申込窓口を設け、受付業務を行うとともに、取得した参加者情報を県に提供すること。</li> </ul>
アンケートの実施・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者を対象としたアンケート調査を実施し、回収及び分析を行うこと。</li> </ul>
資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、基調講演者、パネリスト等の関係者と諸調整を行いながら、フォーラム及び名刺交換会に係る次の資料を作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○運営マニュアル</li> <li>○進行台本</li> <li>○参加者名簿の提供（随時及び最終）</li> <li>○その他、運営に必要な資料</li> </ul> </li> </ul>
名刺交換会及び本県の魅力発信会の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産品の試飲食ブースや、工業用水のPRブースを設けること。</li> <li>手土産となる県産品等の選定に当たっては、山口県産の農水産品や酒の利用とすること。なお、当該物品の試食・試飲ができるよう会場の準備を行うこと。</li> </ul>

### ③「経済専門誌への広告掲載」の企画・運営に係る業務一式

項目	内容等
広告媒体の選定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業トップ等、組織の意思決定層をメイン読者に持つ広告媒体を選定すること。</li> <li>フォーラムへの参加誘導にも繋がるよう適切な時期に情報発信を行うこと。</li> </ul>
広報内容の企画及び記事原稿等の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と諸調整を行いながら、広告内容の企画及び必要に応じてインタビューや取材等を実施し記事原稿等を作成すること。</li> <li>実施に当たって必要となる人員体制の整備、機材等の調達を行うこと。</li> </ul>

### ④誘致企業の掘り起こし

項目	内容等
紹介・仲介	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県への立地に興味ある企業の掘り起こしを行い、フォーラムへの参加を促すこと。なお、企業の掘り起こしについては適切な目標件数を設定すること。また、フォーラム開催後も、山口県への企業誘致に係る案内を引き続き行うこと。</li> <li>上記で用いられた企業情報リスト等は山口県に提供すること。</li> </ul>

## ⑤体制の整備

項 目	内 容 等
本業務全体の運営・管理・報告	・本業務全体が円滑に実施できる体制を整備すること。 ・トラブル等に速やかに対処できる体制を整備すること。

### (2) 予算限度額

22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 広告料金、会場・機材等の借り上げ料、パネリスト謝金等、業務実施に要する全ての経費を含む。

## 5 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承認を得たときはこの限りではない。
- (3) 本業務の中で使用する画像等において、既に他者が著作権等を有する場合は、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (6) 受託者は、委託業務の成果品に係る著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を、検査合格後、直ちに本県に無償で譲渡することとする。
- (7) 成果品は、県で自由に公表できるものとする。
- (8) 県は、委託業務の成果品を利用するにあたって、著作者を表示することを要しない。
- (9) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、委託業務の成果品の使用にあたり、使用様態に応じてサイズ、色調の変更、一部の切除その他の方法により改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこととする。